

平成28年6月1日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 管財契約課

「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて」の
一部改正について

建設業法の改正に伴い、配置技術者の取扱いを一部改正しました。詳しくは、「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて」をご確認ください。

尚、1人の技術者が兼務できる工事件数の規定については、工事の品質確保を鑑み、現行のどおりとしています。